

修 (日東製 カーテン左側回路)	① 地下電気室：蓄電池の機能低下 要交換 (1991. 1製造) ② 予備発電機：冷却装置の水配管電裂 要交換 (冷却水ホース劣化)
盲学校	① 体育館・機械室 ボイラーの排煙濃度計が絶縁不良 (0. 02) 要改修
スポーツ会館	① 予備発電機：蓄電池に亀裂 要交換 (IS-80-6B)
甲府西高等学校	① キュービクル：油入変圧器の定格容量は容量不足 (NO1電灯トランス (100KVA) 夜間照明使用時) 要増設 ② 屋外キュービクル・水銀盤：漏電遮断器定格容量不足 要改修 (P-5回路ELB50Aは使用電流50A)
園芸高等学校	① キュービクル：高圧引込ケーブリングは昭和51年以前製で劣化のおそれあり 要改修 (水トリによる絶縁破壊事故)
園芸高等学校 農場	① キュービクル：キュービクル発錆 要改修 (下部アングル、外装版) ② キュービクル：低圧母線発錆 要改修 (銅アスパー) ③ 宿泊棟南側外壁：マグネツトスイッチが変色 要改修 (NO1水中ポンプ)
園芸高等学校 文化創造館	① キュービクル：キュービクル発錆 要改修 (特に天井パネルと基部)
甲府昭和高等学校	① グラウンドキュービクル：引込ケーブリング赤相500オーム点検調査推奨 (白相、黒相は10, 000メガオーム) ② グラウンドキュービクル：真空遮断器 (VCR) 動作不良 要改修又は要交換
韭崎工業高等学校	① 各分電盤：避雷器 (アレスタ) の機器本体損傷のおそれ交換推奨 (低圧用)
韭崎高等学校	① 受電室：油入変圧器が過負荷 要改修 (電灯 NO2変圧器 定格714A-最大753A使用)
市川高等学校	① キュービクル：過電流継電器 (OCR) の本体が動作特性不良 要交換 (1970年製)
わかば養護学校	① ボイラー室北側上部：フルボックスのプレートが未施工 要取付け ② 宿泊棟東側：制御盤の外箱が腐食 要改修 (下部開穴部2ヶ所あり。)

#### 第4 義務教育課

##### (1) 山梨県エネルギー教育推進事業費補助金

交付先	北杜市 (平成17年度補助対象校：北杜市立泉中学校)
事業の目的	児童生徒のエネルギーに対する意識を高めるため、主体的に取り組む姿勢を育成するため。
事業の内容	エネルギー教育への取組を研究する学校について風力発電機等により体験的な活動を通してエネルギー教育に取り組むとともに研究成果を他校に普及する。
事業開始時期	平成16年度
事業終了時期	無
事業費の積算方法	事業費の10/10
事業実績額	2, 266, 005円
効果測定	なし
担当部署	義務教育課

##### ① 補助 (実践研究) 事業に遺漏のないよう指導すべきもの

平成17年度山梨県エネルギー教育推進事業費補助金についての補助金交付手続は、次のとおりである。

- ・平成17年4月20日 北杜市補助金交付申請 (申請額2, 477, 370円)
- ・平成17年7月25日 文部科学省交付決定 (国交付決定額2, 477, 370円)
- ・平成17年8月22日 県教育委員会交付決定 (県交付決定額2, 477, 370円)
- ・平成18年3月31日 実績報告 (精算額2, 266, 005円)
- ・平成18年4月3日 額の確定 (確定額2, 266, 005円)

このうち、補助金申請書 (研究計画書) についてみると、補助事業に必要な風力・太陽光発電機設置予定期日は、平成17年8月31日 (着工平成17年8月1日) であるが、実績報告書 (研究計画の概要) では、契約日が平成17年11月4日 (着工)、完成日は平成18年2月28日であり、申請内容と実績が大きく異なっている。

当該補助金は、エネルギー教育推進校における実践研究事業であり、事業内容は体験的な活動を通してエネルギー教育に取り組むこと及び研究成果の他校への普及であることから、期間的な余裕のない時期での着工、完成は適正でない。単に当年度内に備品を購入し、これに伴う設置及び教材を購入したのみでは実践的・体験的な補助対象事業を実施したことにはならない。

補助金交付手続をみる限り、手続経過が必ずしも遅すぎるとは認められないので、県は、補助金対象校における当年度内の実践研究事業に遺漏のないよう、補助金交付決定

後の早期の契約締結、事業着手について北杜市を指導すべきである。

(2) 英語教員の資質向上研修業務委託

契約の相手	(株) アイエスエイ
事業の内容	①研修概要の立案及び研修カリキュラムの作成②講師の手配、講師への支払い③講師に対する事前の指導研修④教材の調整⑤研修の管理指導
事業開始時期	平成15年度
事業終期	平成19年度
契約の方法	随意契約(1者)
契約期間	平成17年8月9日から平成17年8月11日
予定価格積算方法	業者見積を参考に決定
契約金額額	834,288円
担当部署	義務教育課

① 契約方法が適切でないもの

県は、英語教員の資質向上研修を平成15年度から英語教員中学校214名、高等学校250名、合計464名を対象として実施している。平成15年度(830千円)及び平成16年度(1,200千円)は国の補助事業として実施し、平成17年度については県単独事業として実施した事業である。

この研修業務の委託に当たっては、毎年、随意契約により(株)アイエスエイに委託している。平成17年度についてみると、契約額834,288円、契約期間平成17年8月9日から8月11日までとして委託しているが、以下問題点について述べる。

ア 業者選定方法が適切でないもの

県は、委託契約にあたり、随意契約する理由として(株)アイエスエイは、「①国際教育、外国語教育において、大きな実績を持っている業者であること。②全国的に行われている英語教員の資質向上研修でも、多くの県の研修を担当しており、実績も高い。③テキスト内容についても、Discussionの仕方、論理的に考える方法、Debateの技術の学習、生徒のMotivationを高める工夫等、英語運用能力、英語指導力が身につくように構成されている。」とし、県が目指す研修内容に、合致しており、他の業者のプログラムでの実施は困難としている。

しかしながら、同様な業者が他にないとは考えられず、業者のプログラムについても担当者が独自に2者を調べたのみ(パソコン等により)で業者から直接聴取する方法は取られていない状況にある。

このような契約に当たっては、同業他社の研修プログラムの企画・内容等を十分に

調査し、見積合せを行うなど業者の選定を透明性のある手順の中で行い、選定経過を明確にすべきである。

イ 予定価格の内容が適切でないもの

県は、委託業務の積算について予定価格を決める予定価格調書により行っているが、その内容についてみると、i 研修概要の立案及び研修カリキュラムの作成、ii 講師に対する事前の指導研修、iii 講師に対する費用、iv 教材の調整、v 研修監督指導の項目からなっており、それぞれの項目ごとに計上した金額についてみると、業者から提出された見積書と同額となっている状況にある。

特に講師に対する事前の指導研修費についてみると、講師となるべき者への指導者研修を3日間、及びテキストによる指導として合計100,000円を計上しているが、このような経費については、本事業を受注する業者が予め準備すべき内容であり、これらの経費を全額計上しているのは適切でない。

当該業者でなければできないことを理由に1者随意契約として行っていることとの整合性にも疑問符がついてしまうことにもなりかねない。経費積算にあたり適切を期すべきである。

(3) 心がややす国語力向上推進事業補助金

補助対象者	甲府市ほか6市町
事業の目的	児童生徒の国語力育成に向けて、国語力の定着を目指した創意工夫ある取組を実践・検証し成果を普及啓発する
事業の内容	推進校(12校)に対する補助金で、補助対象としては、講師謝金、講師旅費、印刷費、消耗品費、診断的調査費等
事業開始時期	平成16年度
事業終期	平成17年度
補助率	事業費の1/2以内。(1校あたり100千円限度。)
事業実績額	1,200,000円
効果測定	なし
担当部署	義務教育課

① 事業実績報告書が適切でないもの

県は、この補助金を甲府市ほか6市町を対象に1,200,000円交付している。事業の内容としては、児童・生徒の国語力育成に向け、日常の生活に生きて働く国語力の定着を目指した創意工夫ある取組を実践・検証する学校を指定(12校)して事業を行わせるものである。

この指定校のうち韭崎市から提出された実績報告書を見ると、当該事業で行った事

業のほかPTA等他の団体が主催して行っているものも含めて報告しているものが調査の結果判明したが、補助金の効果測定などを困難にする要因ともなるので、事業実績作成に当たってはこのようなことのないよう指導すべきである。

(4) 心に元気をはぐむ道徳教育推進事業補助金

補助対象者	甲府市ほか21市町村
事業の目的	推進校50校を対象に学校における道徳教育の充実と道徳の授業公開を行うとともに、家庭や地域と連携した道徳的実践活動を実施することにより、心に元気をはぐみ豊かな心の育成をめざす。
事業の内容	学校における道徳教育の充実と道徳の授業公開、家庭や地域と連携し、心に元気をはぐむ道徳的実践活動の推進の助成
事業開始時期	平成16年度
事業終期	平成18年度
補助率	事業費の1/2以内。(1校あたり50千円限度。)
事業実績額	2,500,000円
効果測定	政策アセスメントの結果、事業の優先度Eと判定、廃止することとされた。
担当部署	義務教育課

① 実績報告を的確に行わせるべきもの

県は、この補助金を甲府市ほか21市町村を対象に交付している。事業の内容としては、推進校50校を対象に学校における道徳教育の充実と道徳の授業公開を行うとともに、家庭や地域と連携した道徳的実践活動を実施することにより、心に元気をはぐみ豊かな心の育成を目指すことを目的として、①学校における道徳教育の充実と道徳の授業公開、②家庭や地域と連携し、心に元気をはぐむ道徳的実践活動を推進させるものである。

ところで、補助対象経費については、講師謝礼金、講師旅費、消耗品、印刷費等とされている。このうち、平成17年度実績報告の講師謝礼金についてみると、50校のうち17校については、講演日時・講師名・講演内容等が明確になっていないのは適切でない。

補助事業の実績を正確に把握することは、効果測定等助成のあり方を検証する際の重要な情報であることから、的確な内容の実績報告を提出させるべきである。

第5 高校教育課

(1) 高校改革アンケート入力データ作成業務委託

契約相手	(株) ワイ・シー・データエンター
事業の目的	平成17年度高校改革に関するアンケート調査データ入力のため
事業の内容	調査データを磁気媒体に記録する。
事業開始時期	平成17年11月4日
契約の方法	随意契約
契約期間	平成17年11月4日から平成17年11月18日
予定価格積算方法	前年度の単価
契約金額	単価契約：単価22,500円(予定数量6,606票)
事業実績額	148,483円(22,500円×6,285票×1.05)
担当部署	高校教育課

① 総価契約とすべきもの

高校改革アンケート調査は、県下の中学生、高校生、保護者及び中学・高校教員の高校改革等に対する考えや意見を把握し、今後の高校改革推進のための資料を得ることを目的として毎年度実施されている。

平成17年度は、9月26日から10月20日にアンケート調査を実施し、この調査データのパンチ入力のために単価(入力票1件22,500円(税抜き))による業務委託契約を締結している。

しかしながら、単価契約は、単価以外の数量等が未確定で総額が確定できないものについて行う例外的な契約である。当該アンケートは、一斉に実施され、期限を区切って集票されるため、アンケート調査票が集められた時点で数量は確定する。故えて単価契約とする必要はなく適切でない。

アンケート調査票を集約すれば数量は確定し、総額が確定することから総価契約とすべきである。

(2) 県立高等学校授業料等預金口座振替業務委託

契約相手	(株) 山梨中央銀行
事業の目的	山梨県立高等学校授業料等預金口座振替
事業の内容	預金口座振替及びその他必要な徴収手続
事業開始時期	平成17年4月1日
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	機械使用料及び物件費により積算
契約金額	1,050,000円
担当部署	高校教育課

① 予定価格の積算に当り生徒数等を考慮して行うべきもの

県は、県立高等学校授業料等預金口座振替業務について(株)山梨中央銀行と委託契約を締結しており、この契約は、5年間、同額で推移している。当該業務は、機械使用料(初期登録30,000円、月次処理25,000円)及び口座振替依頼用紙代等物件費(口座振替依頼書用紙代1枚10円、振替結果一覧表用紙代1枚5円)により予定価格が積算されている。

ところで、平成17年度における当該処理単価は、1件当たり4,94円(委託料(税抜き)1,000,000円/年間処理件数202,413件)である。他都道府県の授業料口座振替手数料(単価)との比較で見ると、全国の単純平均では6,79円と平均以下であり、必ずしも金額的に高くはない。

しかしながら、この5年間で生徒数が2,173人減少(平成13年度:22,244人→平成17年度:20,071人)したにもかかわらず、機械処理時間は変わっておらず、口座振替依頼書用紙及び振替結果一覧用紙代金の物件費の数量も変更がない。生徒数等変動要素を考慮しない予定額の算出は妥当でない。

予定額の積算に当たっては、単に前年度の金額を踏襲するのではなく、機械使用料及び物件費の積算は変動要素を前提としていることから生徒数等の変動要素を十分考慮して算出すべきである。

(3) 高等学校芸術文化祭開催費補助金

交付先	山梨県高等学校芸術文化祭実行委員会
事業の目的	文化芸術活動をしている高校生が所属する各高等学校文化部の活動を活発にし、個性ある山梨文化の創造発展を目指す。
事業の内容	平成17年度山梨県高等学校芸術文化祭実行委員会に対し文化祭開催に必要な経費のうち次に掲げる補助対象経費を実行委員会が作成する予算の範囲内で補助するものである。 補助対象となる経費 報償費 = 参加者記念・表彰の費用、審査員謝礼 消耗品費 = 看板、事務消耗品等 印刷製本費 = フォトアルバム、ポスター作成等 役務費 = 楽器の輸送、ピアノ調律、障害保険料等 委託料 = 舞台設定費用等 使用料・賃借料 = 会場費、楽器等の使用料
事業開始時期	昭和61年度
事業終了時期	高文連3事業は平成18年度からは1つの補助事業として一本化された。
事業費の積算方法	定額補助
事業実績額	4,000,000円
効果測定	政策アセスメントの結果、B評定で従来と同程度に必要性がある

	と判定。
担当部署	高校教育課

(4) 全国高等学校総合文化祭派遣費補助金

交付先	山梨県高等学校文化連盟
事業の目的	文化芸術活動をしている高校生が所属する各高等学校文化部の活動を活発にし、個性ある山梨文化の創造発展を目指す。
事業の内容	全国高等学校総合文化祭青森大会参加費用のうち次に掲げる経費を補助対象とするものである。 対象経費 生徒・役員派遣費 ⇒ 旅費、宿泊費、昼食代、保険料 作品・楽器等運送費 ⇒ 報告版写真ニュース報告文集 印刷製本費 事務通信費 ⇒ 事務連絡経費等
事業開始時期	昭和61年度
事業終了時期	高文連3事業は平成18年度からは1つの補助事業として一本化された。
事業費の積算方法	定額補助
事業実績額	3,000,000円
効果測定	政策アセスメントの結果、B評定で従来と同程度に必要性がある と判定。
担当部署	高校教育課

(5) 高文連オーケストラ強化育成費補助金

交付先	山梨県高等学校文化連盟
事業の目的	文化芸術活動をしている高校生が所属する各高等学校文化部の活動を活発にし、個性ある山梨文化の創造発展を目指すものである。 高文連オーケストラは第14回全国総文祭 山梨大会の所産であり、同オーケストラ継続への小中学生の要望の受け皿、県内高校生との活動の場、各学校でのオーケストラの単独組織を目ざしその強化育成の活動を補助するものである。
事業の内容	高文連オーケストラは平成17年度活動である通常練習、定期演奏会、強化合宿などの練習・発表事業と県内有志による楽器初心者講習会などの育成事業である。これらの活動のための補助対象経費は講師謝金、ポスター等の印刷費、会場使用料、楽器運搬費であり補助対象経費総額671,107円を高文連負担(300,

	000円)、生徒部費負担(71,107円)と県補助金300,000円で負担している。
事業開始時期	平成4年度
事業終期	高文連3事業は平成18年度からは1つの補助事業として一本化された。
事業費の積算方法	定額補助
事業実績額	300,000円
効果測定	政策アセスメントの結果、B評定で従来と同程度に必要性があると判定。
担当部署	高校教育課

① 事業費に見合った助成の仕組みを検討すべきもの

高等学校芸術文化祭開催費補助金、全国高等学校総合文化祭派遣費補助金、高文連オークストラ強化育成費補助金は、それぞれ別々の支出負担行為として補助金が交付されているが、補助金は全て山梨県高等学校文化連盟(以下、「高文連」という。)に交付され、高文連より各事業に支出がされている。

これら補助金交付要綱によれば交付手続は、3補助事業とも共通である。交付申請から補助金確定までの手続きは次のとおりである。

(手続きの流れ)

- 1 補助金の申請 ・補助金申請者が事業計画に基づき算出し申請。
  - 2 補助金の交付決定 ・県教育委員会が申請書類等を審査し決定。
  - 3 実績報告の審査 ・県教育委員会が提出された報告書を審査。
  - 4 補助金額の確定 ・県教育委員会が事業の適合を確認し確定。
- 各事業の申請時の予算額と事業終了後に報告された決算確定額は次のとおりであった。

補助金	申請時の予算額	決算確定額	差額
県高校芸術文化祭	11,312千円	16,732千円	580千円
全国高校総合文化祭	21,861千円	20,350千円	1,511千円
高文連オークストラ	720千円	671千円	49千円
合計	33,893千円	31,753千円	2,140千円

補助金交付要綱によれば、補助対象経費又は事業の内容に変更がある場合は計画変更承認申請書を提出することになっているが、各事業費の20%以内である場合は変更申請を要しないこととしている。

このため当初の補助申請に基づき交付決定した補助額は全額が確定し、事業に要した費用が当初より少額であっても差額は高文連の収入となる。補助対象事業の実施状況については報告書の提出により把握しているが、支出先団体の収支状況の全体を把

握できる財務資料は提出されず、また把握もしていないとの説明であった。そこで、高文連の収支状況を監査してみたところ、次の不適切な事実があった。適正な内部監査がなされていない以上、教育委員会が会計・業務の監査をし、事務処理を適切に指導すべきである。

- i 教育委員会に報告された収支決算額と高文連が作成した連盟決算報告書に記載された高等学校芸術文化祭開催費補助金及び全国高等学校総合文化祭派遣費補助金の支出額が一致していない。決算については関係資料の提出を求め、厳格な監査を要するものである。

(単位：円)

	教育委員会報告額	高文連決算報告額	差額
県高校芸術文化祭	9,392,307	9,402,782	10,475
全国高校総合文化祭	6,864,030	6,393,408	470,622

- ii 決算期末の現預金残高や保管状況についての監査状況が明確でない。県は、補助事業の執行状況等の確認のため、補助団体の経理状況等を十分に把握すべきである。

高文連の事業資金は、生徒の会費収入と県からの補助金で運営がされている状況である。資金の残高及び管理状況等については、県が適時、適切に指導すべきである。

- iii 高文連の収支決算によると、資金繰総額1,080,984円と30周年記念積立金4,700,000円が連盟に留保されている。事業費及び運営費は何れも当初予算より下回っている状況から、補助金の余剰とみなすことができる。

県は、その年度の事業に対して補助金の交付をしているのであって、周年事業については要綱に規定がないにもかかわらず、将来の周年事業の為の留保がされているのは適切ではない。これ以外にも予備費を運営費等の不足に充当することなくパソコンの購入(3年間で2台購入)に充当するなど事業計画を無視した経理があった。

この助成がスタートして20年経過しており、定額での補助を見直し事業費に見合った助成の仕組みを検討する時期に来ているものと考ええる。

② 県と連盟の役割分担を明らかにすべきもの

高文連の組織は、県内高等学校の教職員及び高校生で組織された団体である。高文連組織表によれば実質的な事務処理等は、事務局長、次長、事務局員(3名)、会計委員(1名)の計6名である

県教育委員会につけられている教員定数のうちの6名が山梨県高等学校文化連盟の事務に従事している状態ということになる。

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の定めるところにより、県

教育委員会の事務に専念すべき義務を有する教員が県教育委員会とは別人格の山梨県高等学校文化連盟の事務に主に従事している現状は職務専念義務に反するものと考えらる。

県教育委員会の守備範囲と高文連の守備範囲が明確に意識されないまま運営されてきたことによるものであるが、速やかに整理し、当該教員が義務違反に問われるようなことのない仕組みに改めるべきである。

(6) 交通被災児童就学奨励費補助金

交付先	財団法人 山梨みどりの奨学会
事業の目的	交通事故により保護者を失った幼児から高校生までに奨学金等を給付し経済的援助とともに精神的支援をすることを目的とする。
事業の内容	昭和44年度より37年間継続している補助事業で、交通事故により父若しくは母等の主たる家計支持者を失った県内の保育所又は学校に在籍する子供達に奨学金等を給付し経済的、精神的支援をするものである。
事業開始時期	昭和44年度
事業終了時期	無
補助率	事業費及び管理費に要する自主財源の不足額を補助額とする。 (変更申請により減額返還あり)
事業実績額	448,921円 (変更前 4,200,000円)
効果測定	政策アセスメントの結果、B評定
担当部署	高校教育課

① 補助の必要性について検討すべきもの

平成17年度、事業変更承認申請により3,751,079円の補助金返還が生じている。その理由は、財団が有する基本財産の運用益の増加と補助金交付対象者の減少によるものである。基本財産の運用については、本年度より仕組み債の運用をしたものである。

仕組み債のリスクについては元本が補償されている投資であり、基本財産を侵害するような運用はないとの説明である。また補助対象者の減少については事故の減少が考えられることである。対象者の給付もれがないかを質問したが、各市町村、警察等から情報を収集し対象者もれを防止しているとのことである。また県外から転入してきた対象者のもれを防止するため3年に一度程度全体調査を県が実施しているとのことである。

政策アセスメントによる事業評価では効率性、必要性等の評価の結果継続とされている。この結果、今後の見直しについては「必要性なし」であるが、現在の財団の基本

財産は3億円を超える状況にあり運用実績も順調である。  
将来、財団が自立して運営できる状況であれば、自主財源を補填する補助目的は達成されているので補助事業の今後の方向性を再度検討すべきである。

(7) 高校入試プログラム改訂及びヘルプデスク設置業務委託

契約の相手	株式会社 甲府情報システム
事業の目的	このシステムは、各中学校に高校入試に係る生徒の情報を入力するためのハード及びソフトを配備し、これらの集められたデータを集約整理するためのハード及びソフトを各高等学校に配置することで、高校入試に関するデータを整理するシステムである。過去においてはこれらの作業は人的に行っていたもので、その処理の合理化のため平成14年度より使用開始したシステムである。この契約は、毎年の入試に係るプログラム変更、データ処理、システムの取扱いに関する先生からの質問に対する対応業務を委託するものである。
事業の内容	委託している業務は、高校入試データ処理プログラムの保守委託であり、「入試処理システム改訂作業」と「入試処理改訂ヘルプデスク」の業務に分類されている。システムは、重要な個人情報を取扱うため、中学校、高等学校、県共に特定した担当者しか操作が出来ないよう設定されている。 「入試処理システム改訂作業」は、中学校生徒の進路に関する情報の入力、変更、集計等の作業を計160時間とし時給単価4,000円を乗じて算出している。作業は、8月に入カプログラムの変更、12月にデータの集計が実施される。 「入試処理改訂ヘルプデスク」は、使用者である中学校、高等学校のオンラインサポート及びセンター常駐によるヘルプデスク対応でありセンター常駐は1日5時間で20,000円(4,000円×5H)に常駐日数の7日間を乗じた金額とし、電話・ファックス対応については1日5,000円(午後1時～5時)に相談対応日の26日間を乗じた金額としている。
事業開始時期	平成15年度
事業終了時期	無
契約の方法	随意契約(1者)
予定価格積算方法	類似事業及び実勢単価
契約金額	936,000円
担当部署	高校教育課

① より競争性のある契約とすべきもの

この業務委託に関して、見積り合わせを省略した上で1者随意契約の理由について聴取したところ、システムの開発業者であること、プログラムに精通していること、情報漏洩等のリスクを回避できること等であるとの説明である。

そこで、この委託業務について、実施時期、回数及び現在のシステムの運用状況についてパソコンを起動の上監査した。

委託業務の処理状況をみたところ、プログラムの変更・データ処理は、入試活動が本格化する前の8月に集中しており、ヘルプデスクサポートは、相談日程に従い12月から3月の再入試情報に関するヘルプ対応をし、相当数のサポートを実施していた。これら委託して行っている業務の内容からみて、特定の1者でなければできない業務と言えるのか疑問である。

また、業者は、契約上知りえた情報についてほかに漏らすことを禁じれば足りることであり、情報漏洩のリスクを1者随意契約の理由とすることは困難である。

契約事務については、その透明性を確保し、県民の検証・理解に耐えられる体裁を整えていなければならない。また、競争性を確保し、契約金額の妥当性の検証ができる方法が採られなければならないと考える。

今後多くなると予測される高等学校入試制度の変更によるシステムの更新や処理方法の変更についての、委託業者の選定、委託金額の決定方法を再度検証し、現在の委託先が効果的か、または他の委託先の選択余地がないのか検討すべきである。

第6 社会教育課

(1) 「父親を考えるフォーラム」開催委託 (県私立幼稚園PTA連合会)

委託先	山梨県私立幼稚園PTA連合会
事業の目的	家庭教育推進事業の一環として「父親を考えるフォーラム」を開催することにより家庭教育における父親の役割の重要性を再認識し、父親の家庭教育への参加を支援することを目的とする。
事業の内容	「父親」をテーマにフォーラム等を開催し、家庭における父親の役割の重要性、家族との関わりや問題点などについて考え、父親の家庭教育参加の必要性についての理解を深める。
事業開始時期	平成9年度
事業終期	無
契約の方法	随意契約 (1者)
事業費の積算方法	科目別設計・積算
事業実績額	600,000円

担当部署 社会教育課

① 本委託事業の推進を図るべきもの

本委託事業における過去5年間の実績は、下表のとおり平成14、16、17年度には参加者が少数であって低調なものとなっている。

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
参加者数 (父親の数)	597	200	750	400 (140)	300 (90)

(単位：人)

参加者が少ない要因としては、フォーラムの内容等によるとの説明である。

しかし、事業の実施方法として、年に1回(平成17年11月27日講演1部2部)、会場も1箇所(甲斐市)しか実施していないことも一因と考えられる。

今後は、同種事業実施の保育所連合会のように、フロックごとに開催(平成15年度から導入し、平成17年度は甲府市ほか5フロックで開催、参加者数1,543名)するなど工夫をし、地域に密着して父親の家庭教育への参加が重要であることを訴えるなど本委託事業の効果的な推進を図るべきである。

(2) 「父親を考えるフォーラム」開催委託 (県保育所保護者連合会)

委託先	山梨県保育所保護者連合会
事業の目的	家庭教育推進事業の一環として「父親を考えるフォーラム」を開催することにより家庭教育における父親の役割の重要性を再認識し、父親の家庭教育への参加を支援することを目的とする。
事業の内容	「父親」をテーマにフォーラム等を開催し、家庭における父親の役割の重要性、家族との関わりや問題点などについて考え、父親の家庭教育参加の必要性についての理解を深める。
事業開始時期	平成9年度
事業終期	無
契約の方法	随意契約 (1者)
事業費の積算方法	科目別設計・積算
事業実績額	900,000円
担当部署	社会教育課

① 父親の参加者数を把握し効果測定の確にすべきもの

本事業における過去5年間の参加者の実績は、保育所保護者連合会及び関係者の努力によって下表のとおり増加傾向にある。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
参加者数	500	475	1,620	1,341	1,543

(単位：人)

しかしながら、本事業の目的は、「父親を考えるフォーラム」を事業内容とするものであり、効果測定としては父親の参加意識が最も重要な要素となるものであるが、父親の参加者数は把握されていない。

今後は、私立幼稚園の同種事業のように父親の参加者数を的確に捉え、家庭教育への父親の関与の度合いのアンケート調査など本事業のより効果的な執行に資するための工夫が求められる。

(3) 子どもクラブ活性化事業費補助金

交付先	山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会
事業の目的	子どもクラブに入っている小中学生を対象に、子どもクラブ活動に積極的に参加し、さまざまな人との交流を推進することで、地域の体験、交流活動の活性化を図る
事業の内容	山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会が主催する「夏休みふるさと子どもランドカーニバル」と「子どもクラブ親睦球技大会」への補助
事業開始時期	平成16年度
事業終期	無
事業費の積算方法	補助率 1/3
事業実績額	350,000円
効果測定	政策アセスメントの結果、B評定で従来と同程度に必要性があると判定
担当部署	社会教育課

① 計画変更申請書及び実績報告書の審査を的確に行うべきもの

本事業実施に関する当初予算書、計画変更申請書及び実績報告書に記載の報償費(審判、救護員等謝礼)の総額と内訳説明の金額に下表のとおり不一致が認められた。

単位：円

	当初計画	計画変更	決算書
カーニバル	35,000	100,000	38,000

球技大会	100,000	35,000	90,000
計	135,000	135,000	128,000

これは、ランドカーニバルの参加者の縮小による計画変更の際、計画変更のない部分を誤って記載したことによるものである。審査は、厳正、的確に行うべきである。

(4) 少年海外研修事業「フイールコア21」補助金

交付先	少年海外研修事業「フイールコア21」実行委員会
事業の目的	時代を担う青少年を姉妹友好道である大韓民国忠清北道に派遣し、現地における少年との交流や様々な体験活動を行うことにより、国際的な知識や感覚を養成し、国際理解・国際協力の意識を高めるとともに、日本文化の特性に対する正しい認識と誇りを醸成する。
事業の内容	本県の姉妹友好道である大韓民国忠清北道に青少年を派遣し、現地の子ども達との交流やホームステイ、グループ行動などの体験活動プログラムを経験させる。
事業開始時期	平成16年4月1日
事業終期	平成18年度
事業費の積算方法	定額
事業実績額	1,989,000円
効果測定	政策アセスメントの結果、事業の優先度はB評定で、廃止することとされた。
担当部署	社会教育課

① 補助金交付要綱を整備すべきもの

山梨県教育委員会少年海外研修事業補助金交付要綱は、平成16度を事業開始年度年とし、平成18年度を終期とする時限要綱とすることであるが、本来、この種要綱は年度毎に決定すべきものである。

また、本補助要綱には、「額の確定」の定めがないが、要綱によって定められるべき主要な手続きは、補助金の「交付申請」、「交付決定」、「実績報告」、「額の確定」である。速やかに、整備すべきである。

(5) 全国地域婦人団体連絡協議会関東ブロック会議開催費補助金

交付先	山梨県連合婦人会
-----	----------



事業の目的	関東ブロック1都2市10県が集まり幅広い機関とネットワークを構築し、地域の中で婦人会がどのような取り組みができるかを討議し実践に移していく
事業の内容	期日 平成17年9月27日、28日 会場 慶山 参加者 関東ブロック1都2市10県の山梨県連合婦人会(160名) 内容 基調講演・分科会・全体会
事業開始時期	平成17年度
事業終期	有
事業費の積算方法	定額
事業実績額	300,000円
効果測定	なし
担当部署	社会教育課

① 的確な審査を行うべきもの

本ブロック会議参加者数の変更に伴う計画変更および決算書における参加者負担金の内訳の算出に当り、下表のとおり「その他参加者」の数及び負担金を12名73,250円とすべきところ誤って18名317,000円としたため、合計額で243,750円が整合しない結果となっている。

参加者数	当初計画	計画変更	決算書
県外参加者	57名 1,192,750円	55名 1,115,750円	55名 1,115,750円
県内参加者	89名 1,068,000円	99名 1,092,000円	99名 1,092,000円
その他参加者	10名 97,500円	18名 317,000円 正(12名 73,250円)	18名 317,000円 正(12名 73,250円)
計	2,358,000円	2,281,000円	2,281,000円

これは、参加者負担金の総額のみをチェックし、内訳のチェックをしていないことによるものである。  
審査は、厳正、的確に行うべきである。

(6) 山梨県立科学館シャトルバス運行費補助金

交付先	山梨交通株式会社
事業の目的	車の運転をしない者(障害者・高齢者・子ども)が県立科学館に行く

	ための、路線バス運行経費赤字補填の補助金
事業の内容	県立科学館の来館者の便と利用促進を図るため、甲府駅北口と県立科学館との間におけるシャトルバスを運行する。
事業開始時期	平成10年4月1日
事業終期	無
事業費の積算方法	運行経費と運行収入の差額
事業実績額	6,457,890円
効果測定	政策アセスメントの結果、C評定で実施方法等を変更することとした。
担当部署	社会教育課

① 補助対象事業年度の設定に工夫すべきもの

山梨県立科学館シャトルバス運行費補助金交付要綱第4条は、補助対象経費として、「別に定める補助対象期間における県立科学館線の運行費用と、同期間の県立科学館線の運送収入との差額とする。」としている。

その上で、補助対象とする事業会計期間については、別途補助対象会社との間で覚書を取り交わし、その第5条において補助対象期間を毎年1月1日から12月31日としている。

ところで、補助対象事業を行っている会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとされていることから、事業年度とは異なる期間を補助対象事業期間とすることは、交付先会社に必要以上の事務負担を強いることになっている。

補助対象事業の効率的な執行を求め、その上での差額補填を行うべき県の立場からは、補助事業者の事務負担が最少なくすむような手続きを組み立てて助成していくべきものと考ええる。

補助対象期間の設定について合理性のあるものとするよう工夫されたい。

第7 スポーツ健康課

(1) 学校体育団体等関係事業補助金

交付先	山梨県小中学校体育連盟
事業の目的	中学校の体育関係部活動の顧問の教員を構成員とする団体の活動を助成し、体育活動の振興を図る。
事業の内容	県下中学校総合体育大会開催費補助 県下中学校新入体育大会開催費補助 県下中学校選手権大会開催費補助

事業開始時期	不明
事業終了時期	なし
事業費の積算方法	全国中学校体育大会選手派遣事業補助：8/100 関東中学校体育大会選手派遣事業補助：300,000円 山梨県中学校総合体育大会開催費補助：700,000円 山梨県中学校新入大会開催費補助：100,000円 山梨県中学校選手権大会開催費補助：100,000円
事業実績額	2,017,000円
効果測定	政策アセスメントの結果、C評定で中学校運動部活動推進事業と小中学校体育連盟強化事業については類似する他事業と統合し、効率的な事業執行のできる仕組みを構築する。
担当部署	スポーツ健康課

① 補助団体の会計処理につき指導すべきもの

山梨県小中学校体育連盟（以下「小中体連」という。）決算書によると、関東中学校体育大会及び全国中学校体育大会への派遣事業については、収入科目の中に「生徒会助成金」がある。

小中体連は、予算2,028,660円、決算1,971,900円を受け入れているが、生徒会からの助成は、考え方としてありうるのか。

各中学校生徒会で、構成員の了解の下で小中体連への補助の決定をしたことが前提になる会計処理であるが、中学校生徒にその決定を行うことのできる意思能力はあるのだろうか。非常に疑問である。

県教育委員会の補助団体でのこのような処理については、速やかに、改善を指導すべきと考える。

② 県と連盟の役割分担（処理すべき事務の範囲）を明らかにすべきもの

小中学生の運動部活動やスポーツ体育活動を振興することを目的として組織し活動している団体の活動に対する助成である。

理事長は、甲府東中学校に籍を置き、校長の管理の下、公務に携わりながら、主に小中学校体育連盟の事に従事している。

県教育委員会につけられている教員定数（県単独特別配置）のうちの1人が山梨県小中学校体育連盟の事務に従事している状態ということになる。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の定めるところにより、県教育委員会の事務に専念すべき義務を有する教員が県教育委員会とは別人格の山梨県小中学校体育連盟の事務に主に従事している現状は職務専念義務に反するものと考ええる。

県教育委員会の守備範囲と小中体連の守備範囲が明確に意識されないまま運営されてきたことによるものであるが、速やかに整理し、当該教員が義務違反に問われるようなことのない仕組みに改めるべきである。

③ 守備範囲を明確にし助成の仕組みを工夫すべきもの

全国中学校体育大会派遣事業収支決算書によると、総事業予算額

14,674,040円、決算額は6,966,160円としている。このうち補助対象経費である派遣事業費用（旅費）の総予算額は8,208,040円、決算額は3,923,460円としている。

県補助額は、旅費実績額の100分の8として計算すれば313,877円となるべきところ、予算額に対するものとして計算したため657,000円と343,123円多い額の補助金額の確定となっている。

説明によると、これは、事業予算額に対して100分の8を定額で補助する仕組みとなっているものである。

しかしながら、事業全体の仕組みをみると、予算額に対して事業費支出がマイナスとなった額については、平成13年度以降、県以外の費用負担者からの「競技団体負担金」、「市町村補助金」、「学校負担金」、「後援会等助成金」、「生徒会助成金」の収入科目では減額調整しているが、「県補助金」については減額調整をしていない。その結果、県補助金の計算方法として決められている「会場地までの旅費の8%」の定めが、事業予算額に対する計算で行われ、事業決算額が減額となっても県補助金についてだけ減額調整をしてきていない。

過去5年間を見る限りにおいて、参加予定人数に対する参加者数は常に2分の1の規模となっており、県補助金のみが調整されない運用の元では、県補助金をより多く引き出すための手段として仕組まれているといわれても反論できない状態となっている。

制度の設計は、合理的な基準に則って行われるべきであり、このような運用を許すような制度の存続を認めることは困難である。

事業の位置づけが、県の守備範囲のものか、県とは別の団体の事業なのかの区分が明確に意識されないまま推移してきてしまっていることによるものと考ええる。速やかに整理のうえ、適切な仕組みを構築すべきである。



の異なる団体への補助金の交付がおかしな扱いとなる。  
この矛盾は、県と高体連との業務の住み分けが明確に行われていないことに端を発しているもので、適当でないといわざるを得ない。  
制度を組み立てるには、的確な事実の把握と分析を前提とした合理性のある仕組みとしなければならない。速やかな、見直しが求められる。

② 守備範囲を明確にし助成の仕組みを工夫すべきもの

全国高等学校総合体育大会への派遣事業については、平成17年度事業において、派遣予定者数684人(交通費所要額：11,325,380円)に対して派遣実績は582人(交通費所要額：8,747,240円)となっているが、補助金額の減額調整をしていない。

県補助額は、旅費実績額の100分の8として計算すれば699,780円となる  
ところ、予算額に対するものとして計算したため906,030円と206,250円多い額での補助金の確定となっている。説明によると、これは、事業予算額に対して100分の8を定額で補助する仕組みとなっているものである。

しかしながら、事業全体の仕組みをみると、予算額に対して事業費支出がマイナスとなった額については、平成13年度以降、県以外の費用負担者からの「高体連負担金」、「学校負担金」の収入科目では減額調整しているが、「県補助金」については減額調整をしていない。その結果、県補助金の計算方法として決められている「会場地までの旅費の8%」の定めが、事業予算額に対する計算で行われ、事業決算額が減額となっても県補助金についてだけ減額調整をしてきていない。

過去5年間を見る限りにおいて、参加予定人数に対する参加者数は常に8割台の規模となっており、県補助金のみが調整されない運用の元では、県補助金をより多く引き出すための手段として仕組まれているといわれても反論できない状態となっている。

制度の設計は、合理的な基準に則って行われるべきであり、このような運用を許すような制度の存続を認めることは困難である。

事業の位置づけが、県の守備範囲のものか、県とは別の団体の事業なのかの区分が明確に意識されないまま推移してきていることによるものと考ええる。速やかに整理のうえ、適切な仕組みを構築すべきである。

全国高等学校体育大会派遣事業推移 (単位：円)

	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
補助金等						
県補助金	6,170,000	6,170,000	2,633,000	2,633,000	6,320,000	6,320,000
高体連負担金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000

学校負担金	87,524,080	74,245,237	55,971,120	45,568,640	88,515,640	72,906,100
参加種目数	33	33	34	34	34	34
参加人員(人)	671	555	672	546	661	601

事業費	46,696,280	41,039,237	11,326,520	9,228,840	48,196,840	43,278,300
-----	------------	------------	------------	-----------	------------	------------

	平成16年度		平成17年度	
	予算	決算	予算	決算
補助金等				
県補助金	2,735,000	2,735,000	906,000	906,000
高体連負担金	500,000	1,337,589	500,000	1,269,941
学校負担金	70,454,160	66,404,600	58,543,580	48,634,899

参加種目数	34	34	34	34
参加人員(人)	674	590	684	582

事業費	25,504,060	22,444,700	11,325,380	8,747,240
-----	------------	------------	------------	-----------

③ 役割分担を明確にすべきもの

山梨県学校体育団体関係事業費補助金交付要綱の定めによると、補助金の額は「予算の定める範囲」とし、平成17年度予算では次の額とされている。

- i 開催事業
  - 関東高等学校体育大会開催費 定額：1種目90千円
  - 山梨県高等学校総合体育大会開催費 定額：350千円
  - 全国高等学校総合体育大会山梨県予選開催費 定額：100千円
  - 山梨県高等学校新人体育大会開催費 定額：30千円
  - 全国高等学校駅伝山梨県予選会開催費 定額：20千円
  - 山梨県高等学校定通制総合体育大会開催費 定額：150千円
- ii 派遣事業
  - 全国高校総体派遣事業 大会開催地までの旅費の8%
  - 関東高校総体派遣事業 定額：300千円
- iii 全国高等学校定通制体育大会派遣事業 定額：150千円
- iv 強化合宿、交流試合、技術講習会
- 全国高等学校総合体育大会参加選手服装費
- 全国高等学校総合体育大会参加者服装費補助 定額：500千円

の4種類について規定している。

このうち、関東大会についてみると、平成17年には、37競技のうち7競技を山梨県で行い、それに要する費用18,924,100円に対して県からの補助金として1,303,000円が交付されたものである。

7種目の競技の大会概要によると、主催者は、関東高等学校体育連盟、競技団体及び山梨県教育委員会と記載されている。

山梨県高等学校体育連盟の事業に対して補助金を交付し、当該連盟の事業に対する助成をしておきながら、その事業の主権者に補助金の交付者である県教育委員会が名を連ねることの意味は深く考えなければならぬ問題を含んでいる。

即ち、県の事業なのか連盟の事業なのか明確に自覚されないまま事務が行われていることを示すものである。

また、関東高等学校体育大会派遣事業については、計画(参加選手1,742人、引率教員数274人計2,016人)・実績(参加選手1,629人、引率教員数296人計1,925人)で、事業予算56,560,700円に対し、決算52,206,960円、△4,353,740円となっている。

そのため、収入額の調整が行われているが、その調整は主催者である高等学校体育連盟が予算額500,000円決算額1,568円であり、学校負担金が予算額55,760,700円決算額51,905,392円であり、県補助金は300,000円のまま減額の調整は行っていない。

定額補助だからやむをえないとの説明であるが、このような現象を引き出すような仕組みとしていることの意味は問われなければならない。

事業の規模に依り一定額を限度とする補助となるよう仕組み全体を見渡した組み合わせが必要と考える。

(3) 県立学校児童生徒の健康診断委託

契約の相手	剛山梨県健康管理事業団
事業の目的	学校保健法による県立学校の幼児、児童、生徒の健康診断業務を委託する。
事業の内容	学校保健法による県立学校の幼児、児童、生徒の健康診断 <ul style="list-style-type: none"> <li>尿検査(一次、二次)</li> <li>寄生虫卵検査</li> <li>心電図検査</li> <li>結核検診</li> <li>血液検査</li> </ul>
契約の方法	指名競争入札(3者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	それぞれの検査項目について1人当たりの単価を設定し、検査予

定人数を乗じた額の総計を積算。

事業実績額	16,497,420円
担当部署	スポーツ健康課

① 健診業務報告に欠落があるもの

健診業務受託者からの学校長への検査実施通知の中に「HBS抗原・抗体検査」の項目が入っていない。

学校長は、その内容を確認し、県立学校児童生徒健康診断実施要領第6項の定めにより、検査実施報告書(心電図検査及び結核検診の2種類のみ)をスポーツ健康課に提出することとされているが、これも行われていない。

一連の手続きの中で、「HBS抗原・抗体検査」の項目が抜け落ちたまま進められている。その結果、本件業務の受託者から県教育委員会に提出された実施通知書の内容と齟齬する結果となっている。

委託した業務の執行状況を確認した上で委託契約金額は支払われるはずのところ、手順の一部が欠落したまま、支払いが行われているのは適切でない。今後係ることのないよう十分注意されたい。

(4) 県営体育館他自動火災報知器設備等保守点検業務委託

契約相手	第一防災設備工業㈱
事業の目的	県営体育館及びスポーツ会館の自動火災報知器設備等の保守点検
事業の内容	甲府市緑が丘の県営体育館及びスポーツ会館に設置されている自動火災報知器設備等の保守点検(年2回)の業務委託
契約の方法	随意契約(3者)
契約期間	平成17年9月8日及び平成18年2月28日
予定価格積算方法	設備ごとの点検単価を積算
契約金額	455,700円
担当部署	スポーツ健康課

(5) 県営体育館他消火栓設備等保守点検業務委託

契約相手	中央総業㈱
事業の目的	県営体育館及びスポーツ会館の消火栓設備等の保守点検
事業の内容	甲府市緑が丘の県営体育館及びスポーツ会館に設置されている消火栓設備等の保守点検(年2回)の業務委託
契約の方法	随意契約(3者)
契約期間	平成17年9月8日及び平成18年2月28日

予定価格積算方法	設備ごとの点検単価を積算
契約金額	298,200円
担当部署	スポーツ健康課

① 施設の改善を早急に行うべきもの

これらの業務は、甲府市緑が丘県営体育館及びスポーツ会館における、消防法に基づく、自動火災報知器設備等及び消火栓設備等の保守点検（9月、2月の年2回実施）の業務委託である。

平成17年10月7日の点検報告書によると、火災報知器について「No.3ゾール押しボタン地区音響装置1台断線のため鳴動不良、改善要す」との報告を受けている。また、平成18年3月1日の点検報告書によると、やはり火災報知器について「No.3ゾール押しボタン地区音響装置1台断線のため鳴動不良、改善要す」との報告を受けていた。

これについて、監査日（平成18年8月7日。以下同じ。）現在、この火災報知器の改善状況を県の担当者は把握していなかった。後日確認を求めたところ、平成17年10月7日以来、監査日まで、その不良個所の改善は行われていないとのことである。

県は、施設の安全管理を図るに当たり、昨年度、同一の火災報知器の2度にわたる不良の報告を受けているのであり、早急に改善を図るべきである。

② 施設の管理受託者の業務範囲とすべきもの

当該委託業務については、平成15年度までは、県立学校及び教育施設等消防設備点検業務として、学校施設課で県立学校等と合わせて契約していた。平成16年度より、スポーツ健康課にて契約を行っている

ところで、県は、この自動火災報知器及び消火栓設備が設置されている甲府市緑が丘県営体育館及びスポーツ会館について、(財)山梨県体育協会に対して、管理運営業務委託を行っている。(平成18年度からは、指定管理者制度により(財)山梨県体育協会が管理運営)

この自動火災報知器設備等及び消火栓設備等の保守点検についても、施設の管理受託者の業務範囲ではないだろうか。

保守点検業務の完了確認は現場で行うべきであり、上記①でも指摘したように、現場から離れている担当者では確認が難しい。当該業務は施設の管理受託者の業務とすべきである。

(6) 韮崎射撃場関連事業費補助金

交付先	韮崎市
事業の目的	韮崎射撃場を再開し、射撃競技の普及、振興を図るため、韮崎市が行

事業の内容	う公民館の建設事業に対して補助し、地域住民の意見交換、レクリエーション活動等の交流を促進し、精神的な苦痛、不安を軽減する。
事業開始時期	平成17年度
事業終了時期	平成17年度
補助率	補助対象経費から、国又は財団法人等からの補助対象経費に係わる補助金、交付金又は助成金等を控除した額
補助金額	20,668,500円
効果測定	政策アセスメントの結果、この施設の管理運営は、平成18年4月から平成21年3月までの3年間は指定管理者（山梨県クレー射撃協会）に委託（委託料0円）して行うこととした。
担当部署	スポーツ健康課

山梨県立韮崎射撃場に関する経緯

平成10年11月 近隣の民家に一粒弾が数発打ち込まれる事件が発生  
射撃場の弾丸は散弾を用いなければならない。捜査の結果、使用禁止されている一粒弾が射撃場で使用され、数発が民家に達したものと判明した。

すぐに、近隣住民より、韮崎射撃場の移転要望が出された。

平成11年3月 県は河川占用の期限が切れる5年後（平成16年3月）をめどに射撃場の移転を表明した。

県はその後、韮崎市穂坂町県有林内を新射撃場予定地として、計画を進めているが、進入路確保の問題が持ち上がり、移転の実現は遅延している。

平成16年3月 韮崎射撃場河川占用の期限が切れる（更新には地元市町村の同意が必要）

平成16年4月～

平成16年7月 韮崎射撃場一時閉鎖

平成16年7月 県と地元市・住民との間で利用再開の協定書  
5年間(平成16年7月~平成21年7月)の利用期間を認め、更新はしない。  
地元要望を後日定めるとの約束。

平成17年3月 県と地元住民との間で地元要望についての覚書を交わした。

覚書の内容  
地元韮崎市祖母石地区に公民館を建設する。  
経費 35,700千円のうち県費 20,700千円 (財) 自治総  
合コミュニケーション助成金 15,000千円で補助する。

平成18年3月 公民館が完成し、補助金が交付された。

① 射撃場のあり方につき検討を急ぐべきもの

本来県の補助金は、公平性、必要性を十分考慮して支出されるべきであるが、この補助金は、韮崎射撃場の再開のために、特定地域の公民館建設に使用されたものである。協定書によると、韮崎射撃場の利用期間は、平成21年7月までであり、県立射撃場の存続についての本質的な解決には至っていない。

県は、県立射撃場の移転表明を平成11年に行っている。それ以来7年が経過し、平成16年7月から5年間の暫定利用期間も半ばを過ぎようとしている現在、協定書上で県の行うこととされている公民館建設助成も実施したのを踏まえて、あらためて県立射撃場の存在意義を確認し、本質的な解決に向けて早急に検討すべきである。

(7) (財) 山梨県学校給食会運営費補助金

交付先	(財) 山梨県学校給食会
事業の目的	山梨県学校給食会の健全な運営を安定させることにより、学校給食の充実を図る
事業の内容	山梨県学校給食会理事長の人件費補助
事業開始時期	昭和51年
事業終了時期	平成17年度
補助率	理事長の人件費分を全額補助
補助金額	4,180,389円

効果測定	なし
担当部署	スポーツ健康課

① 交付団体の経営状況を考慮すべきもの

当該補助金は、県職員OBである理事長の人件費の補助である。  
学校給食会の近年の経営状況は以下の通りである。

	平成17年度	平成18年度
当期収支差額	△116万円	583万円
期末正味財産	3億732万円	2億9,285万円
補助金額	418万円	421万円

平成17年度こそ収支差額がマイナスとなっていたものの、正味財産は増加しており、決して運営費補助金がなければ、経営できない状況ではない。

この補助金は、財団法人山梨県学校給食会の運営費を助成するものである。このことから、県は、当該団体の経営状況をチェックし、補助金を存続する必要があるか否かの検証を常に行う姿勢が必要である。

なお、この補助金は、平成17年度をもって廃止されたとの説明である。

(8) 国際スポーツ交流試合運営費補助金

交付先	各種スポーツ団体
事業の目的	交流試合を実施する競技団体に対し、交流試合の必要経費を補助することにより、円滑な事業の運営を図る。
事業の内容	国際スポーツ交流事業(招聘)の場合に、交流試合を行う団体に対し、①役員、審判、看護士等の人件費、②試合会場の手配、試合に必要な消耗品の購入にかかる経費を補助する。
事業開始時期	平成12年度
事業終了時期	なし
補助率	予算の範囲内での実費弁償
補助金額	587,000円
効果測定	政策アセスメントの結果、B評定で従来と同程度に必要性があると判定
担当部署	スポーツ健康課

① 補助金額の確定の手続きが適切でないもの

平成17年度は、国際スポーツ交流試合として卓球とバスケットの交流試合が実施された。

補助金の額の確定に関する書類をみたところ、卓球の交流試合の報告書には領収書が貼付されていたが、バスケットの交流試合の報告書には領収書が貼付されていなかった。

この補助金は、実費分を弁償する方式により交付額が決定される仕組みとなっている。したがって、領収書等により実費がいくらだったかを確認しないと補助金額の確定ができないものとなっている。

しかるに、バスケットの交流試合に関して、事業の実施に要した費用の額を検証しないまま補助金を交付し、額の確定手続きを行っているのは適当でない。

助成の仕組みに沿った手順を踏んだ補助金額の確定の手続きを行うべきである。

(9) やまなしスポーツ情報ネットワーク構築委託

契約の相手	株式会社イーエルシステムズ
事業の目的	やまなしスポーツ情報ネットワークの充実を図り、県内での積極的かつ健全なスポーツ振興を図る。
事業の内容	やまなしスポーツ情報ネットワークの構築
事業終了時期	平成17年度
契約の方法	随意契約
予定価格積算方法	予定価格
契約金額	6,615,000円
担当部署	スポーツ健康課

① 正確な積算を行なうべきもの

やまなしスポーツネットワーク構築委託契約は、随意契約となっているが、見積もりの妥当性についての検証は行われていなかった。

委託費積算の状況

基本設計	500,000円
運用・業務分析・仕様及び機能設定等	500,000円
開発関連	500,000円
詳細設計	1,600,000円
指導情報検索システム構築	1,000,000円
ポータルサイト構築	1,000,000円
メールマガジン配信システム構築	500,000円
既存システムとの統合・調整	4,600,000円
設定費用関連	300,000円
導入関連(初期データ入力調整)	300,000円

統合テスト作業費	300,000円
現地作業調整費	200,000円
リニューアル等作成費	250,000円
教育研修費用	150,000円
消費税	1,200,000円
委託合計	315,000円
	6,615,000円

上記のとおり、詳細な積算は行われておらず、業務ごとの金額の根拠もはっきりしなかった。

ソフトウェア開発についての積算は、県が行ったソフトウェア開発業務委託も相当な量になりその際の仕様・積算の事例の蓄積も相当な量となっていること、他団体での同種業務委託事例の調査が必要であることなどから、県の情報政策課との連携を図る等、県として積算方法に関する工夫をする必要がある。

ことに、この契約のように随意契約でソフトウェア構築業務を委託する場合には欠かすことのできない手順であると考える。

② 契約の履行の確認を行うべきもの

やまなしスポーツ情報ネットワーク構築委託の契約書第3条第2項は、「委託料請求が正当なものであると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う」と規定している。

株式会社イーエルシステムズから平成18年3月1日付けで「業務委託完了報告書」の提出を受け、契約金額の支払いが行われている。

監査日(平成18年8月14日)現在、仕様どおりのシステムが構築され、契約目的を達成する性能があるかどうかの検査が行われたことを示す書面がなかった。

県財務規則で定めるとおり、支払いは、検査の結果、履行確認ができて初めて行われるべきもので、その検査の事実が事後に確認できるようにしておかなければならない。今後、かかることのないよう留意されたい。

第8 財団法人山梨県体育協会への助成及び委託について

県教育委員会スポーツ健康課を監査したところ、スポーツ健康課予算

(1,812,239千円)のうち10%強(185,541千円)が委託料で、また13%強(233,756千円)が補助金で財団法人山梨県体育協会(以下「県体協」という。)に支出されていることが判明した。



そこで、スポーツ健康課の監査に合わせ、県体協も監査する必要があるものと判断し、法第252条の38第1項の定めるところにより、平成18年8月16日県監査委員と協議の上、関係人調査を平成18年9月13日から同月21日の間で実施した。その結果は、以下のとおりである。

整理の都合上、教育委員会スポーツ健康課の監査対象案件のうち県体育協会に關係のあるものについては、以下に述べる。

1 補助金について

(1) (財) 山梨県体育協会運営費及び事業費補助金

交付先	財山梨県体育協会
事業の目的	アマチュアスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るため、(財)山梨県体育協会が実施する事業に対して助成する。
事業の内容	県体協が実施する次の表に掲げる事業である。
事業開始時期	昭和45年
事業終了時期	なし
事業費の積算方法	県体協が積算した事務局運営費及び公益事業に従事する職員の人件費、各種事業に要する費用に対して予算の範囲で補助金額を決定
事業実績額	233,755,454円
効果測定	政策アセスメントの結果、 ① 競技力向上関連補助8事業については、A評定1事業、B評定6事業、C評定1事業で、C評定の特殊競技用具整備事業助成については一部廃止とし、 ② 指導・推進体制の充実関連補助2事業については、L評定(10年以上継続している県単独補助金)で運営費助成については出資法人事業運営合理化計画の改定の状況を踏まえ補助金の見直しを行うこととした。
担当部署	スポーツ健康課

平成17年度に補助された事業の種類及び補助額は、次表のとおりである。

(表) 平成17年度県体協補助金交付申請書事業計画 (単位：円)					
事業名	期間	事業の内容	予算額	歳入内訳	
				県費補助額・率	諸収入等
運営費	年間	事務局職員・県派遣職員の人件費等	110,150,000	96,100,000 87.2%	14,050,000

諸スポーツ大会	年間	県内で開催されるスポーツ大会への助成	980,000	980,000 100%	0
スポーツ少年団育成	年間	スポーツ少年団活動等への助成	18,983,000	1,895,000 9.9%	17,088,000
メダйкаルチェック	年間	国体派遣選手へのメダйкаルチェック補助	2,167,000	449,000 20.7%	1,718,000
競技力向上費	年間	国体選手育成等競技力向上のための助成	123,098,000	121,178,000 98.4%	1,920,000
国体参加料・服装費	各大会	国体出場選手助成	5,144,000	4,642,000 90.2%	502,000
境川自転車競技場運営	年間	境川自転車競技場人件費及び管理運営費	10,845,000	9,884,000 91.1%	961,000
合計			271,367,000	235,128,000 86.6%	36,239,000

① 運営費 県から県体協への支出のあり方が整理されていないもの

平成17年度運営費は、補助対象経費(110,150,000円)に対して交付決定額は、96,100,000円となっている。

運営費補助の内容についてみると、県体協所属職員(内訳は表のとおり)のうち、役員1名、非常勤嘱託1名、職員14.5名の人件費(退職給付引当積立を含む)・福利厚生費及び需用費、役員等事務局運営費が補助対象となっている。県体協の各課内の職員への助成の状況は下表のとおりである。

(表) 人件費補助対象職員の配置

所属	全職員数(単位：人)				補助対象
	派遣	プロパー	非常勤	臨時	
総務課	4	8		1	13
生涯スポーツ	1	5		1	7
課				3	8
当					0.5

スポーツ振興課	3	3	2	7	6	3
管理課	2	9	2	7	20	0
富士北		4	1	2	7	0
麓公園		3	1		4	*3
緑ヶ丘		2	5		7	*2
スポーツ公園			2		2	0
ハケ岳スポーツセンター		2		1	3	*2
境川自転車競技場		1	1		2	0
八代射撃場			2		2	0
合計	10	42	14	15	81	15.5

- (注) i \*印は、一部が委託料から賄われていることを示す。  
 ii 境川自転車競技場については、別途「境川自転車競技場人件費及び管理運営費」で助成している。

本栖湖青少年スポーツセンター、緑が丘スポーツ公園、ハケ岳スポーツセンターの管理運営は、別途県から県体協に委託しており、その委託料には日々の管理に要する人件費が含まれている。一方、県体協への運営費補助金もこの3施設の人件費の一部に当てられている。

その結果、当該施設の管理運営に要する人件費については、県から委託料と補助金の2通りの支出がなされていることになる。

日々の管理運営に要する人件費は、委託料の範囲（県の守備範囲）であり、同じ職員の退職給与引き当ても県体育協会の守備範囲と位置づけられて助成をすることになる。

民間に委託することを想定すると、日々の業務遂行に要する人件費も退職給与引き当ても業務を受託した民間業者の計算において、契約は結ばれるものと考えられる。

このような状態は、民間に委託した場合と県体協のような財政援助団体に委託する場合とを比較して経済性・効率性の比較優位を検証する際の妨げともなる。経済性・効率性を競う公正な土壌作りが求められているものと考ええる。

② 設計・積算を的確に行うべきもの

県体協事務局運営費のうち、委託料についてみると、「情報ネットワークシステム保守委託」契約（受注業者：ATLシステム㈱、1,833,000円）を締結

している。  
 このシステムは、平成13年度に県が開発したもので、当時開発（契約金額：38,489千円）に従事した業者を業務受託者とする1者随意契約により委託してきているものである。

年度	発注所管	受注業者	契約期間	契約金額（円）
14	山梨県県民スポーツ事業団	株式会社エーテイエルシステムズ	平成14年10月1日～平成15年3月31日	966,000
15	山梨県県民スポーツ事業団	株式会社エーテイエルシステムズ	平成15年4月1日～平成16年3月31日	1,543,500
16	山梨県県民スポーツ事業団	株式会社エーテイエルシステムズ	平成16年4月1日～平成17年3月31日	1,312,500
17	山梨県体育協会	株式会社エーテイエルシステムズ	平成17年12月1日～平成18年3月31日	430,000

平成16年度までの委託契約は、「小瀬スポーツ情報ネットワーク（施設予約管理システム及びインターネット情報公開システム）保守」であり、平成17年度委託契約は、「スポーツ情報ネットワークシステム保守」と変更している。

これは、平成16年4月21日から山梨県共同利用施設予約システムサービスが開始され、施設予約はこれに移行して統合され、委託業務の仕様が変更されたことによるものである。

そこで、経緯を仕様書で確認するために提出を求めたところ、関連資料の提出はあったものの、仕様書の提出はなかった。

県民スポーツ事業団、県体育協会での契約とはいえ、県の補助金で行う事業に関して仕様書の確認ができない状態にあるのは適正でない。

委託業務の設計及び委託額の積算において、システム開発後4年を経過していることから、業務の種類および量等は把握できているものと考ええる。

それらの情報を生かして設計積算を的確に行うよう関係する団体を指導すべきである。

③ 事業実績報告が適切でないもの

スポーツ少年団育成事業については、平成17年度の補助金交付決定額は、1,895,000円で、その内訳は表のとおりである。

(表) (単位：円)

事業名	事業実績額	補助金額	補助率
リーダー養成	564,914	155,000	27.4%
各種事業	2,229,463	640,000	28.7%
県スポーツ少年大会	781,341	300,000	38.4%

日独同時交流事業	1,468,611	800,000	54.5%
計	5,044,329	1,895,000	37.5%

表のうち各種事業費のひとつである「アロック大会補助金」についてみると、200,000円を下表のとおりアロックに交付している。

(単位：円)

地区名	団割	登録人数割	均等割	合計補助金額
甲府市	113団体 84,500	2,792人 90,700	30,000	205,200
東山梨	76団体 56,800	1,622人 52,700	30,000	139,500
東八代	56団体 41,900	1,603人 52,100	30,000	124,000
峡南	38団体 28,400	804人 26,100	30,000	84,500
峡中	116団体 86,700	2,493人 81,000	30,000	197,700
峡北	72団体 53,800	1,820人 59,100	30,000	142,900
南都留	117団体 87,500	2,530人 82,100	30,000	199,600
北都留	54団体 40,400	1,115人 36,200	30,000	106,600
計	642団体 480,000	14,779人 480,000	240,000	1,200,000

各アロックから県体協への実績報告を見たところ、甲府市、南都留の2地区では、当該地区の口座から各競技団体への振替書(山梨中央銀行)のコピーのみが添付されていて、実施事業の執行状況が把握できない状態になっている。

交付された補助金がどのような使途に使われたのかは、補助目的に沿った事業の執行だったかどうかを確認するために欠かすことのできない手順である。手続きの中間段階の「振替書」のコピーで事業実績報告として整理しているのは妥当でない。

県体協は、事業実績の確認を的確に行うべきである。また、県教育委員会は県体協への補助金の額の確定の手順の中で検証し、補助事業の執行状況が確認できる事業報告を徴するように県体協を指導すべきである。

④ 補助事業の実績に見合った助成とすべきもの

平成17年度県体協が行ったメディアカルチェックス事業の予算額は、2,167,000円であり、決算額は754,722円である。この事業に対する県教育委員会からの補助金額は、当初交付決定された額449,000円のまま変更されていない。

補助金交付決定時点の予算と実績を比較すると、表のとおり、予算額(2,167千円)に対して、実績額(754千円)が極めて低い(34.83%)。

(表) メディアカルチェックス事業予算・決算比較 (単位：円)

予算		決算		備考
科目	額	科目	額	
報償費	868,000	報償費	257,000	29.61%

旅費	92,000	旅費	41,486	45.09%
需用費	432,000	役務費	81,245	15.16%
役務費	536,000	使用料及び賃借料	36,460	15.26%
使用料及び賃借料	239,000	消耗品費	78,321	
		食料費	110,433	
		印刷製本費	149,777	
計	2,167,000		754,722	34.83%

県補助金は、県体協から出された平成17年度メディアカルチェックス事業に対して公益上の必要性を認めて補助したものである。

平成17年度は、50人の対象者のメディアカルチェックスを計画したが、実績では1人のメディアカルチェックスであった。その事業に要する経費は、計画では50人分500千円であったものが、実績では1人3,670円の事業であった。

補助対象事業は、アソシエーション事業と医科学セミナー事業、医科学サポート事業(国体選手の総合的サポート)の3事業への助成となっており、この3つの事業をまとめてメディアカルチェックス事業としており県の補助対象は2次健診費用3,670円だけではないとの説明である。

それにしても、計画事業の35%に満たない事業実績しか上げられなかったものへの補助額が、当初計画事業に対する助成として交付された補助金額の全額で額の確定手続きが行われたことの意味は問われなければならない。

また、平成15年度までは希望する競技団体の1次健診費用を補助してきたが、平成16年度からは必要な選手に必要なサポートを行うため、2次健診費用を補助することとした。そのことにより、メディアカルチェックス対象見込み数を大幅に割り込む人数の実績しか上がっていない。

この事業のあり方を検討すべきである。

⑤ 競技力向上対策費の執行に関する組織のあり方を見直すべきもの

県教育委員会から県体協に補助金を交付し、その全額を県体協から「県競技力向上対策本部」(以下「本部」という。)に補助金として交付している。

この本部組織は、昭和61年のかいじ国体の際に発足し、その編成は、本部長として知事、副本部長(5人)として県教育長、本部委員(16人)として県総務部長、県スポーツ健康課長、監事(2人)として県出納局管理課長が入っているほか、本部事務局(9人)にはスポーツ健康課の競技スポーツ担当に所属する職員6人が入っている。事実上県組織と変わらない状態にある。

本部事務を担当する職員の話によると、この補助金に関しては、県体協の監査を受けているし、県体協の監査は監事である県出納局管理課長が行っているから会計事務には問題はないとのことである。

しかし、県教委がこの補助金の交付決定に携わっている職員が、本部事務局員として県体協職員の監査を受けることにどれほどの信頼性が付与されるであろうか。県体協は、県教委の監査指導を受ける立場にあることから考えると、この監査は、仕組みとして信頼を得られる体をなしていない。

この補助金は、県教育委員会から補助金を受けた県体協が本部に補助金を交付し、本部において40の競技団体に対して助成するもので、総額111,326千円の補助金である。

県教委からの補助金が、本部事務局においてスポーツ健康課の競技スポーツ担当職員により処理されていることは好ましくない状態にある。

組織のあり方について、早急に見直すべきである。

⑥ 競技力向上対策費に係る補助対象事業団体の会計事務指導をすべきもの

説明によると、補助事業団体である各競技団体は、社会的な評価を受けている信頼に足る人が代表をしているから問題はないとのことである。

県から県体協を通し、さらに本部を通して交付される補助金の最終利用者である各種競技団体が法人格をもたない団体で代表者の人格を信頼して交付されている。

補助金は、公益上必要があると認められる事業に対して交付されるものであり、その対象となった事業を行う者は法人格を持って事業を行っていることが前提となっているものである。そうしたなかで、補助対象団体の大部分が法人格を持たない状態のまま推移してきているのは適切でない。

スポーツ競技団体のなかには会計事務に疎い団体もある。新聞報道を賑わせた日本スケート連盟の例もあることから、代表者個人の信頼に頼る扱いではなく、競技団体にはできる限り法人格の取得を促し、会計事務の指導を徹底すべきである。

補助対象事業団体（山梨県体育協会加盟競技団体）

No	名称	No	名称	No	名称	No	名称
1	スケート	11	陸上	21	自転車	31	弓道
2	アイスホッケー	12	テニス	22	ソフトテニス	32	ライフル射撃
3	スキー	13	ホッケー	23	卓球	33	剣道
4	水泳	14	ボクシング	24	軟式野球	34	ラグビー
5	サッカー	15	バレーボール	25	相撲	35	山岳
6	ボート	16	体操	26	馬術	36	アーチェリー
7	セーリング	17	バスケケットボール	27	フェンシング	37	空手道
8	カヌー	18	レスリング	28	柔道	38	新剣道
9	ボウリング	19	ウエイトリフティング	29	ソフトボール	39	クレー射撃
10	ゴルフ	20	ハンドボール	30	バドミントン	40	なぎなた

⑦ 競技力向上対策費に係る補助の仕組みを見直すべきもの

競技力向上対策費については、次表のとよりの事業ごとに配分を行っている。

助成項目	配分(千円)		
	額	内訳	
一貫指導・強化推進費	8,400		
合宿交流費	71,925		
内訳	成年・少年合宿交流費配分	54,355	
	内訳	基礎配分	25,365
		重点配分	27,385
		夏季国体実施競技配分	630
		特別強化配分	975
		中学生合宿交流費配分	3,790
		高校生合宿交流費配分	13,780
有料施設使用料助成	2,509		
特殊競技用具整備費(大型備品)	1,973		
同(消耗品)	5,758		
特殊事情配分費	656		

このうち合宿交流費の成年・少年合宿交流費配分の基礎配分についてみると、国体候補選手1,691人に対する配分として計算している。しかし、国体への参加選手は夏季・秋季・冬季を含めた選手団参加総括申込書によると監督を含めて1,106人の参加となっている。

その経緯は、予選種目については予選参加選手を含めた人数に1.5を乗じた数に対して1人当たり15,000円を配分しているとの説明であった。

その後判明した経緯によると、昭和56年、競技力向上対策本部策定の「基本計画」及び「競技力向上対策補助金交付の基本方針」のなかで、合宿交流費基礎配分の計算方法として、競技種目別に当年度競技種目についてはエントリー数の1.5倍、翌年度競技種目についてはエントリー数の2.0倍と定めて「かいじ国体」対策として国体強化候補選手枠を設定した。平成元年には「基本方針」から同趣旨の規定は削除され、平成2年には「基本計画」からも同趣旨の規定は削除され、使用料減免要項の中にのみ同規定が残った。

同規定を削除した理由については、合宿交流費計算方法としてエントリー数の1.5倍、2.0倍しての配分計算をやめる趣旨と解すべきところ、その考え方が定着したから削除したものであると解釈し、運用してきたものである。

そこで全種目の国体参加選手数と監督数を確認し、合宿交流費の額との差がどうなっ

ているかを見たところ、表のとおり、全種目において同様の計算式で配分が行われていることがわかった。  
 このことは、2つの問題点を含んでいる。1つは、既に廃止された規定を合宿交流費の配分計算に適用していること、2つには、補助金を交付する県の要綱等ではこの部分に関する規定を置いていないことである。

競技種目別合宿交流費(基礎配分)計算一覧

No	名称	合宿交流費の計算		国体出場選手・監督数				総計		
		強化対象(人)	額(千円)	関東予選出場 競技・種目	選 手	監 督	計		スリート出場 競技・種目	選 手
1	スケート	(54×1.0)+18	1,080	—	—	—	36	6	42	42
		72								
2	アイスホ ッケー	60	900	33	2	35	—	—	—	35
		(38×1.5)+3								
3	スキー	(52×1.0)+8	900	—	—	—	27	2	29	29
		79								
4	水泳	藍泳(51×1.0)+6	1,185	9	1	10	37	3	40	50
		水球(13×1.5)+2								
5	サッカー	73	1,095	48	1	49	—	—	—	49
		(46×1.5)+4								
6	ボート	50	750	37	10	47	—	—	—	47
		(29×1.5)+7								
7	セーリン グ	25	375	—	—	—	13	3	16	16
		(14×1.5)+4								
8	カーン	33	495	12	1	13	1	1	14	14
		(20×1.5)+3								
9	ボウリン グ	24	360	12	4	16	—	—	—	16
		(12×1.5)+6								
10	ゴルフ	24	360	6	2	8	6	2	8	16
		(12×1.5)+6								
11	陸上	40	600	—	—	—	29	3	32	32
		(35×1.0)+5								
		22								

12	テニス	(8×2.0)+6	330	6	3	9	2	1	3	12
13	ホッケー	89	1,335	72	4	76	—	—	—	76
		(55×1.5)+6								
14	ボクシング グ	27	405	11	3	14	—	—	—	14
		(12×2.0)+3								
15	バレー ボール	112	1,680	57	5	62	12	1	13	75
		(69×1.5)+8								
16	体操	57	855	35	6	41	—	—	—	41
17	バスケツ トボール	78	1,170	36	3	39	12	1	13	52
		(48×1.5)+6								
18	レスリン グ	33	495	—	—	—	15	2	17	17
		(15×2.0)+3								
19	ウエイト リフティ ング	17	255	—	—	—	7	2	9	9
		(7×2.0)+3								
20	ハンドボ ール	78	1,170	48	4	52	—	—	—	52
		(48×1.5)+6								
21	自転車	19	285	—	—	—	11	2	13	13
		(10×1.5)+4								
22	ソフトテ ニス	42	630	18	3	21	6	1	7	28
		(24×1.5)+6								
23	卓球	24	360	6	2	8	6	2	8	16
		(12×1.5)+6								
24	軟式野 球	66	990	42	3	45	—	—	—	45
		(42×1.5)+3								
25	相撲	20	300	—	—	—	11	2	13	13
		(11×1.5)+3								
26	馬術	25	375	11	4	15	—	—	—	15
		(14×1.5)+4								
27	フェンシ ング	30	450	9	3	12	3	1	4	16
		(12×2.0)+6								
28	柔道	38	570	11	3	14	5	1	6	20
		(16×2.0)+6								
29	ソフトボ	81	1,215	61	4	65	—	—	—	65

ール	(50×1.5)+6									
30	バドミントン	30 (12×2.0)+6	450	6	2	8	6	2	8	16
31	弓道	24 (12×1.5)+6	360	9	3	12	3	1	4	16
32	ライフル射撃	22 (13×1.5)+2	330	8	1	9	5	—	5	14
33	剣道	32 (18×1.5)+5	480	13	3	16	4	1	5	21
34	ラゲビー	70 (43×1.5)+5	1,050	43	3	46	—	—	—	46
35	山岳	30 (12×2.0)+6	450	9	3	12	3	1	4	16
36	アーチェリー*	24 (14×1.5)+6	360	14	4	18	—	—	—	18
37	空手道	21 (9×2.0)+3	315	—	—	—	9	1	10	10
38	銃剣道	15 (6×2.0)+3	225	3	1	4	3	1	4	8
39	クレー射撃	10 (6×1.5)+1	150	4	1	5	2	1	3	8
40	なぎなた	15 (6×2.0)+3	225	—	—	—	6	2	8	8
合計		1,691	25,365	689	92	781	280	45	325	1,106

(注) 合宿交流費基礎配分に関する基準として運用されてきている考え方

(i) 国体強化候補選手は、年間を3期に分けている。

- ・ 次年度国体出場候補選手(10月から3月)は、国体エントリー数の2.0倍
  - ・ 当該年国体出場候補選手(4月から8月)は、国体エントリー数の1.5倍
  - ・ 国体出場選手(8月から9月)は、国体エントリー数の1.0倍
- (ii) 補助金の有効活用を図るため、合宿交流費の基礎配分人数は、
- ・ 基本は、国体エントリー数の1.5倍
  - ・ エントリー数が少ない対人競技及び階級を設定している競技は、エントリー数の2.0倍
  - ・ エントリー数が多く競技団体独自の標準記録等を設定し国体出場数を絞っている競技は国体エントリー数の1.0倍

として運用してきている。

この事業に関連すると思われる要綱類を県教育委員会、県体協、本部にわたって見たところ、この補助金に関する県教育委員会の要綱(財団法人山梨県体育協会事業費補助金交付要綱)が第4条で「補助金の額については、補助対象事業ごとに予算の範囲内において別に定める」とのみ規定し、その別の定めを平成17年度には定めていない。県体協にも関連する規定類はない。

また、各競技団体への配分計算方法をみたところ、補助金の交付を受ける立場の団体である競技力強化対策本部の定めた「平成17年度競技力向上対策費補助金交付の基本方針」2-(2)配分項目の積算基礎として定めた「原則として競技全体及び種別を単位とし、人数については強化計画の実人数または、エントリー数を基準とする」と定めている。さらに、「1.5を乗じて計算する根拠」をみたところ、本部の定めた「競技力向上事業に係る県有体育施設等の使用料減免要項」という合宿交流費の計算には適用することのできない規定を適用して計算している。

仕組みが複雑で関係する仕事に携わっている職員が仕組みの全体像を把握できないまま推移していることに原因があると考える。

県からの補助額を算定する重要な要素である基礎数値の出し方について、その補助金を受け取る団体の定めた基本方針で決めているという形になっている。

これは、本来補助金を交付する立場から決めておくべき内容であって、補助金の受け手が定める内容とは思えない。

この事務の流れを整理すると、スポーツ健康課の補助金交付担当職員が、

- ① 県体協への補助金交付事務を処理し、
- ② 県体協からの補助金を本部で申請し受け取って、
- ③ 40の競技団体に基準を定めて本部あての補助金交付申請を提出させ、交付決定して配分し、
- ④ その競技団体から実績報告を徴し、
- ⑤ それをもとに本部から県体協あて実績報告し
- ⑥ その報告を受けて県体協が作成した事業実績報告書をスポーツ健康課の補助金担当職員として受ける

という全ての手順を処理する事務の仕組みとなっている。

さまざまな要因が絡んでいると思われるが、県から体協を通して本部に交付された補助金について、県が各競技団体にどう配分するかは基準を持たず、補助金の受け手である本部の定めた基準—それも別の事業に関して定められた基準—を適用して運用している事態は異常といわざるをえない。

速やかに、この補助事業の仕組み全体の見直しを行うべきである。

## 2 委託について

- (1) 緑が丘スポーツ公園管理運営業務委託